

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(個人)	<p>インターネットでの提出に関して、そのセキュリティ確保が確固たる状況であるのであれば、あまり反対しない。</p> <p>(なお、search. e-gov. go. jp 程度のセキュリティ (暗号スイート設定) では問題ある事を述べておく。各種セキュリティの満たすべき条件は、サイト構築者が真つ当な人間であればすぐに出来る事であるが、まともでないSIer であれば、何度指摘しても、官公庁のものであっても直さないものである (国内金融事業者の多くのインターネットバンキングサイト等のセキュリティ不十分な状況についてもであるが、国内のSIer には大手事業者も含めて真つ当な人間はごく少ないと見るべきである。))</p>	<p>インターネットを用いた回答に係るシステムでは、セキュリティ確保に万全を期してまいります。</p>	無

○提出意見数：1件